

カンボジア

税務小冊子 2015年

カンボジア税制の概要

この小冊子は2015年1月1日現在の税法および実務や措置に基づいて作成されています。

この小冊子は、一般的な情報提供を意図しています。特定の税務案件につきましては専門家のアドバイスが必要となります。お問い合わせ先は小冊子の裏表紙をご覧ください。



目次

税制

1

- 概要

事業所得税

2

- 課税制度
- 居住者の認定と課税所得の源泉
- 税率
- 前払事業所得税
- 免税期間
- 課税所得の計算
- 損金算入の認否
- 特別償却
- 欠損金
- 移転価格税制
- アドミニストレーション

最低課税(ミニマム税)

5

- 概要
- アドミニストレーション

源泉徴収税

6

- 配当
- その他の支払い
- 源泉徴収税の控除

付加価値税 (VAT)

8

- 概要
- 適用範囲
- 非課税対象の物品とサービス
- 税率
- 課税基準
- 登録
- アドミニストレーション

物品税(特定商品・サービス)

10

- 概要
- 税率
- 課税基準
- アドミニストレーション

輸入関税と輸出関税

11

- 輸入関税
- 投資奨励措置
- 輸出関税

給与所得税

12

- 概要
- 居住納税者
- 課税給与
- 控除
- 税率
- アドミニストレーション

目次

その他の税	14
- 公共照明税 (TPL)	
- 宿泊施設税	
- 不動産税	
- 事業登録税	
- 印紙税	
- 不動産賃貸税	
- 遊休土地税	
- 資産譲渡税	
- 交通機関税	
- 納税印紙	

租税条約	16
------	----

国際協定	17
------	----

カンボジア開発評議会 (CDC) と投資環境	18
------------------------	----

監査要件	19
------	----

カンボジア国際財務報告基準	20
---------------	----

PwCカンボジアのサービスご案内	21
------------------	----

1 ■ 税制

概要

海外投資および外国人投資家にかかる主な課税項目:

- 事業所得税
- 最低課税(ミニマムタックス)
- 源泉徴収税
- 付加価値税(VAT)
- 輸入税
- 給与所得税

一部の投資家にかかる追加課税項目:

- 宿泊施設税
- 物品税
- 公共照明税
- その他の税

2 ■ 事業所得税

課税制度

カンボジアでは納税者の事業形態や種類、売上の規模等により申告納税方式 (Real regime)、簡易課税方式 (Simplified regime)、推定課税方式 (Estimated regime) の3方式に区分されます。高額納税者や法人については申告納税方式が適用されることが多く、主だった外国人投資家もこの様式の適用を受けます。そのため、この小冊子では特に指摘がない場合を除き申告納税方式を採用した解説となっています。

居住者の認定と課税所得の源泉

非居住者についてはカンボジア国内を源泉とする所得/利益が課税対象となります。一方、居住者についてはカンボジア国外を源泉とする所得も課税対象となります。居住者が受け取るカンボジア国外源泉の所得で外国にて既に納税済みのものは外国税額控除を利用することができます。

ここでの居住納税者とは、カンボジアで設立または事業を行う企業、またはカンボジアを拠点とする企業を指します。また、個人については、カンボジア国籍を有しない自然人で、カンボジアに住居を所有している者、拠点を置く者、一課税年度中のカンボジア滞在日数の累計が182日を超える者は居住者とみなされます。

恒久的施設 (PE) については、カンボジア源泉の所得のみが課税対象となります。

税率

	税率
標準税率	20%
石油・ガスおよび一部の鉱物資源の開発事業	30%
保険事業	5% (総保険料収入に対して)*
居住者 個人	0% ~ 20%

* 保険および再保険会社が保険以外の事業活動より得た所得の課税は20%となります。

前払事業所得税

VAT(付加価値税)を除く全ての税込み売上高の1%相当額を、事業所得税として翌月15日までに申告、納付します。月次の前払納税額は年度末の確定申告および最低課税(後述参照)から控除されます。

免税恩典の享受期間にある納税者には前払納税の義務はありません。しかし、納税額ゼロの申告書を毎月提出することが求められています。

最低課税(後述参照)の対象ではない納税者についても、事業所得税を前払納税しなくてはなりません。しかし、前年度に控除しきれなかった前払事業所得税がある場合には、当該年度の納付額と相殺することができ、実際の支払いが発生しないことがあります。

免税期間

カンボジア開発評議会 (CDC) により承認を受け登録された適格投資プロジェクト (QIP) 企業は事業所得税が免除されます。QIPが最初に利益を計上する年または最初に売上計上してから3年間のどちらか短い期間を始動期間として所得税が免除されます。その後の免税期間は3~6年間です。

2 ■ 事業所得税

課税所得の計算

カンボジア居住納税者の課税所得とは、カンボジア国内または国外で獲得した総収入から控除可能な経費または事業運営費用を控除し、利息、ロイヤリティーや賃借料といった経常利益を加算したものです。

損金算入の認否

カンボジアの税制では、一部を除き原則的に全ての費用を控除対象として損金算入できるとしています。つまり、損金不算入リストに指定された特定の項目でない限り、一般的な基準を満たしている費用は控除が認められます。

損金算入が認められる項目:

- a. 会社役員、取締役等 の報酬— 合理的な支払いに限り損金算入
- b. 工場や建物に関連して発生した利息や課税 — 建設/取得の最中に発生した費用は資産計上し、当該資産とともに減価償却
- c. (b)に該当しない支払利息 — 受取利息および残余利益の50%まで控除、損金不算入されなかった超過額は翌年に繰り越すことができる
- d. 有形固定資産への支出 — 該当品目の償却率、減価償却法に準ずる

品目	償却率	償却法
- 建物、構造物	5%	定額法
- コンピュータ、電子情報システム、ソフトウェア、情報処理機器	50%	定率法
- 自動車、トラック、事務機器・家具	25%	定率法
- その他、全ての有形固定資産	20%	定率法

- e. 無形資産の費用 — 資産の有効年数(または資産価値の10%)以上で償却
- f. 天然資源の探査・開発費用 — 関連資源の評価生産量を参照し償却
- g. 慈善寄付 — 課税所得の5%以下の慈善寄付は控除できません
- h. 娯楽、レクリエーションおよび接待— 損金不算入
- i. 給与課税対象とならない個人的支出— 損金不算入
- j. 事業所得税、代理で納めた他人の所得税— 損金不参入
- k. 源泉徴収税、仕入先/雇用主が顧客/従業員に代わり支払った福利厚生や給与所得税 — 損金不算入
- l. 未払費用については各規定に従う

2 ■ 事業所得税

特別償却

QIP企業には、固定資産の購入の年または使用開始年に40%の特別償却が認められます。ただし、特別償却は“製造・加工”（定義の策定継続中）で使用される資産のみが対象となり、また納税者が免税恩典ではなく特別償却を選択した場合に限り適用されます。4年以内に取得予定の資産が適用対象となります。

欠損金

繰越欠損金は5年間認められます。欠損金の繰戻は認められません。連結納税およびグループでの損失の救済については規定がありません。

税務上で欠損金の繰越を認めさせるために、納税者が事業活動内容や株主を変更することは認められません。

税務当局(GDT)から一方的な税務調査を受けた納税者は、修正後の欠損金の繰越はできません。

移転価格税制

関連者間での所得の再分配、控除による租税回避や脱税を防止するため、税務当局(GDT)には幅広い権限が与えられています。関連者とは相互に20%以上保有する場合です。

51%以上の所有関係にある 関連者間取引で生じる損失は費用控除できません。

アドミニストレーション

課税年度末から3ヶ月以内に事業所得税の年次申告をしなければなりません。標準課税年度は暦年に準じていますが、申請により課税年度を変更することができます。

3 ■ 最低課税(ミニマム税)

概要

申告納税方式が適用される企業は、VAT(付加価値税)を除くすべての税金を含む総売上の1%を最低限納税することが義務付けられます。ただし、免税期間にあるQIP企業は最低課税も免除されます。

事業所得税とは別の体系であるため、課税所得の有無に関わらず、最低課税は課せられます。

アドミニストレーション

最低課税は年度末の確定申告と同じく課税年度末から3ヶ月以内に申告納付します。最低課税は前払事業所得税と相殺することができます。

4 ■ 源泉徴収税

配当

配当については以下の追加所得税が課されます:

<u>適用を受けている所得税率:</u>	<u>追加所得税の計算</u>
0%	配当額 × 20/100
9%	配当額 × 11/91
20%	適用なし
30%	適用なし

株主は追加所得税が課されない配当専用の受取口座を開くことができます。

追加所得税および源泉徴収税(非居住者の場合)が納付済みの配当を受取る株主については課税が免除されます。

その他の支払い

申告納税方式の適用を受ける居住者による配当は源泉徴収税が課されます。源泉徴収税が課税された段階で居住者および非居住者の納税は完了します。

支払いの種類ごとの源泉税率は次のとおりです。:

居住者への支払い

- 賃貸所得 - 10%
- 利息- 15% (カンボジアの銀行への支払い利息を除く)
- サービス- 15% (登録済み納税者と有効なVATインボイスがある場合を除く)
- ロイヤルティー -15%

非居住者への支払い

- 利息- 14%
- 資産の賃貸や使用料- 14%
- 経営管理、技術提供による所得(定義なし) - 14%
- 配当- 14%

カンボジア証券取引所に株式投資する一般投資家については、政府証券、株式証券、債券からの受け取り金利、および/または、受取配当金に課かる源泉徴収税の50%免除を証券取引の開始日から3年間享受できます。

源泉徴収税は支払時に課されます。つまり、支払いが会計記録された時点で源泉税を“支払った”とみなされます。

源泉徴収税は、翌月の15日までに納付が求められています。

4 ■ 源泉徴収税

源泉徴収税の控除

納税義務者が仕入先や従業員からの源泉徴収税(源泉徴収税、給与所得税、福利厚生税)を徴収し損ねた場合にも納税義務者は、グロスアップにより課税所得を算定することは認められません。このように納税者が徴収し損ねることにより負担することとなった源泉徴収税は所得税の課税所得から控除することはできません。

5 ■ 付加価値税 (VAT)

概要

付加価値税 (VAT) 制度の下、アウトプットVATは販売価格に上乗せすることで顧客から受領します。また、生産のための仕入れ、購入時にはインプットVATを支払っています。事業者は、受領したアウトプットVATを仕入先に支払ったインプットVATを控除した後、納税します。理論的には、事業やサプライチェーンの中で上乗せされていった分が付加価値税となります。付加価値税は、インプットVATを控除できない非課税事業者や、最終消費者が税負担をします。

適用範囲

課税対象の事業活動を行う全ての申告納税方式の納税者はカンボジアのVAT納税義務を負います。事業者は、提供する物品やサービスに付加価値税 (VAT) を課すことが求められます。

付加価値税 (VAT) はまた、輸入関税を納付済みの輸入物品 (サービスは関税対象外) にもかかります。しかし、輸出業者や特定の非課税団体には優遇措置があります。また、再輸出の目的で輸入する煙草やアルコール、自動車製品についても同様に優遇措置があります。輸入物品には関連したサービスも含まれています。不動産関連サービスは、資産の所在地により判断されます。輸入者は、輸入関税の支払い時に税関へ付加価値税を支払う必要があります。

VATは、個人使用のための物品、個人への贈答品やサービスの提供についてもかかることがあります。

非課税対象の物品とサービス

以下の事業活動およびサービス提供についてはVATが非課税となります:

- 公共郵便サービス
- 病院、医療サービスおよび関連医療品販売
- 国が提供する公共交通サービス
- 保険サービス
- 主要な金融サービス
- 特定の個人輸入
- 承認を受けた公共の利益のための非営利活動
- 電気

事業主が付加価値税が免除される物品やサービスを提供している場合、購入時に支払ったインプットVATの還付を受けることができません。VAT税率0%の非課税ではあっても、VAT制度の適用を受ける取引であれば、インプットVATを控除することが出来ます。事業主が課税対象事業と非課税対象事業の両方を行っている場合には、課税対象事業に関わるインプットVATのみが還付申請ができます。

5 ■ 付加価値税 (VAT)

税率

適用税率には2種類あります:

0% - カンボジアから輸出される物品や、外国で提供されるサービスには0%税率が適用されます。これら輸出品には、乗客や物品、サービスの国際輸送が含まれます。また、この0%の税率は、一定の基準を満たした輸出者(衣料品メーカー、織物、履物産業など)が産業や下請け業者サポートのために提供される特定の物品やサービスに適用されます。粳つき米や精米の輸出にも0%税率が適用されます。

10% - 免税対象を除く全てに適用される標準税率

課税基準

上乗せするアウトプットVATは課税価格(課税前)に適用税率を乗じて算出します。輸入品については、CIF輸入価格に輸入関税と一定の商品やサービスにかかる物品税を合算したものに税率を乗じます。

割賦方式やファイナンスリースに基づいて販売された物品については、実際の分割での受取額ではなく、供給時点の総額を基に付加価値税を算出します。

賃貸借や定期支払契約の下で供給される物品については、商品が順次供給されているものとみなします。

稲作、粳つき米購入に関するインプットVATは精米の輸出の際に控除または返金されます。

娯楽、石油製品、携帯電話や旅客自動車の購入時にはインプットVATの控除はできません。

登録

カンボジアにて課税対象となる事業活動を行い、申告納税方式の適用を受ける納税者はVATの登録が必要です。

課税前の課税対象物品を生産するQIP企業もVATの登録をすることができます。この登録により、納税者がインプットVATを主張し、その払い戻しを受けることができます。

アドミニストレーション

カンボジア国内供給については、翌月の20日までにVATの申告納付が求められています。輸入品については、輸入時に税関にVATを納めます。

月間のインプットVATがアウトプットVATを超過する場合には、超過分は3ヶ月間繰り越すことができます。その後、税務部門からの還付申請を行なうことができます。

関連するインボイスおよび記録の保存義務については詳細な規則があります。被請求者がVAT登録者が非登録者かによりインボイスが異なります。

6 ■ 物品税(特定商品・サービス)

概要

物品税は輸入または国内生産と特定の商品やサービスの提供に課されます。

税率

特定商品/サービスにかかる税率は次のとおりです。:

物品/サービス	税率
- ディーゼル燃料	4.35%
- 潤滑油、ブレーキオイル、エンジンオイルの原材料	10%
- 125cc以上のオートバイ(オート三輪を含む) とそのスペアパーツ	10%
- カンボジアで販売される国内・国際航空券	10%
- 特定の炭酸入りノンアルコール飲料	10%
- 煙草	10%
- スパを含む娯楽	10%
- 国内・国際通信サービス	3%
- タイヤ、インナーチューブ、 インナーチューブカバーなど	15%
- 葉巻	25%
- ビール(国産)	25%
- ビール(輸入)	25%
- ワイン	10%

課税基準

国内で生産された商品にかかる、物品税は「工場渡し販売価格」に基づいて算出されます。「工場渡し販売価格」はVAT課税前、かつ、各種割引前の販売価格の65%と定義されています。輸入品の物品税はCIF価格に関税を合算した金額に対して適用します。ホテルや通信サービスについては、請求額に対して課税されます。カンボジアで発行された国内・国際航空券は国内外での発券価格に基づいて計算されます。

アドミニストレーション

国内販売にかかる物品税は、翌月の15日までに毎月、申告納付をしなければなりません。輸入品については、輸入時に税関にて物品税を納付します。インボイスや記録管理義務に関しては詳細に規定されています。

7 ■ 輸入関税と輸出関税

輸入関税

輸入関税は0%から35%の税率で広範囲の製品に適用されます。

カンボジアがASEANに加盟(1999年)に伴い、一般特惠協定(Common Effective Preference Tariffs program)に対応して輸入関税を削減することが求められています。

投資奨励措置

QIP企業と特定の産業(電気通信サービス、石油・ガス、鉱業活動の探査など)はCDCより輸入関税の免除が付与されます。

輸出関税

輸出関税は、木材や特定の動物製品(殆どの魚介類を含む)などの限られた物品に課されます。

8

給与所得税

概要

カンボジアの給与税は居住地と所得源泉によって規定されます。カンボジア居住納税者は全世界的な給与が給与税の対象となります。非居住者については、カンボジア源泉の給与のみが給与税の対象となります。給与の支払地は、収入源と見なされるわけではありません。

一般的な個人所得税とは異なり、給与税は雇用関連報酬のみに対する課税です。顧問料も除外(しかし、この所得は所得税の課税対象です)されます。しかし、税務当局は、独自のルールにより一部の顧問を従業員とみなす権限を持っています。

居住納税者

以下のいずれかに該当する自然人はカンボジアの居住納税者と見なされます:

- カンボジアに住居を有する;
- 滞在拠点がカンボジアにある; または
- 12ヶ月の当該課税年度内に合計182日以上、カンボジアに滞在していた

課税給与

現金給与と付加給付の二つの要素に区別されています。それぞれに異なる課税方法が適用されます

現金給与

現金給与には、報酬、賃金、賞与、残業、補償および雇用貸付金や前払いが含まれています。

付加給付

付加給付として含まれる項目:

- 私用と考えられる自動車の使用
- 住居(設備や家事手伝いを含む)手当
- 低金利ローンと割引販売
- 教育支援(職務に関連のないもの、例えばトレーニングなど)
- 特定の保険サポート
- 過度または不必要な現金手当、社会福祉と年金拠出金
- 娯楽やレクリエーションの費用(この費用は、さらに事業所得税の損金不参入となると考えられる)

8 ■ 給与所得税

非課税給与

非課税給与には以下のものが含まれます:

- 特定解雇手当
- 雇用関連費用の弁済
- 制服支給
- 出張手当
- 外交上認められた職務や国際援助団体の従業員の給与
- カンボジア国内で経費として損金算入できない非居住者の給与
- 国民議会と上院議員の給与

控除

雇用者が提供した貸付金や前払金の返済や、扶養控除については一部割戻しがあります。

税率

現金給与- 居住者

月給 (リエル)		累積税の上限	税率
0	～ 500,000	0	0%
500,001	～ 1,250,000	37,500	5%
1,250,001	～ 8,500,000	762,500	10%
8,500,001	～ 12,500,000	1,362,500	15%
12,500,001	～		20%

現金給与 - 非居住者

非居住者の課税対象となる給与にかかる税率は20%です。これは、最終的な税額となります。

付加給付

付加給付は支払いの20%が課税されます。

アドミニストレーション

給与税の税率は所得の範囲がカンボジアリエルにより指定されているため、外国通貨でによる所得はリエルに置き換えなくてはなりません。為替レートは毎月公式に提示されます。

雇用者は、翌月の15日までに当月の給与税の申告と支払いをしなくてはなりません。年次申告はありません。

9 ■ その他の税

公共照明税 (TPL: Tax for Public Lighting)

TPLはカンボジアでの輸入および国産の酒類や煙草製品の流通に対して課されます。

酒類や煙草製品の国内販売の際に製品価格に対して3%TPLが課税されます。これらの製品価格とはTPLとVATを除くすべての税金加算後の価格です。

TPLは翌月の15日までに毎月支払います。

宿泊施設税 (Accommodation Tax)

宿泊費、サービス料と全ての税金(宿泊施設税と付加価値税を除く)を合算した額に2%の宿泊施設税が課されます。

申告納税方式の適用を受けている場合には翌月の15日、推定課税方式の適用を受けている場合には翌月の10日が支払い期限です。

不動産税 (Tax on Immovable Property)

不動産とは土地と土地の上に建てられた家屋、建物およびその他の建造物を指します。1億リエル(約25,000USD)以上の価値の不動産は年次0.1%で課税されます。課税基準は、その不動産価値評価委員会の判定額以下で決まる市場価値です。不動産の所有者は、毎年9月30日までに納税することが求められます。

事業登録税 (Patent Tax)

登録された事業は(名目上も含め)初期事業者登録およびその後の毎年、事業登録税を納めなければなりません。事業登録税は前年の総売上高や推定総売上高を参照して課税されます。

ただし実務上、税務総局は総売上高に関わらず売上高の最上位の税率を基に事業登録税を課しています。

事業登録税は毎年課税され、各年度の支払い期日は3月31日です。

収入印紙税 (Fiscal Stamp Tax)

収入印紙税は特に外国人投資家にとって重要な税の一つで、特定の広告や標識の掲示のため公式文書に納付します。納付する税額は看板や照明の設置場所や表記された文字の言語に応じて異なります。

9 ■ その他の税

不動産賃貸税 (Tax on House and Land Rent)

土地、建物、一部の備品、貯蔵設備などを賃貸する事業を営む(申告納税方式を適用していない)企業は当該使用料の10%の不動産賃貸税が課せられます。

遊休土地税 (Tax on Unused Land)

都心またはその他の地域や建物がない、または使用されていない建設物がある土地は遊休土地税の対象となります。毎年6月30日時点で未開発土地評価委員会により定められた1㎡当たりの市場価値に2%の税率が適用されます。土地の所有者は、毎年9月30日までに納税する必要があります。

資産譲渡税 (Registration Tax or Property Transfer Tax)

特定の資産(土地や自動車など)の所有権の移転に関する特定の書類は、資産譲渡税の対象となります。税率は4%で、移転価格とされる評価額に課税します。

交通機関税 (Tax on Means of Transportation)

トラック、バス、自動車、船舶などの特定の交通機関の登録の法定手数料に課せられています。申告納税方式の適用を受けている納税者には翌月の15日までに送金することが求められています。

納税印紙 (Tax Stamps)

国産および輸入の煙草のパッケージには納税印紙の貼付義務があります。印紙のない煙草の陳列や販売は禁止されています。

10 ■ 租税条約

この小冊子の執筆時点ではカンボジアはいかなる国とも租税条約を締結していません。

11 ■ 国際協定

カンボジアは以下の国々と投資促進協定および貿易協定を締結しています:

- 中国
- 韓国
- マレーシア
- シンガポール
- スイス
- タイ
- ラオス
- インドネシア
- ベトナム
- ドイツ
- フランス
- フィリピン
- キューバ
- クロアチア
- オランダ
- 石油輸出機構(OPEC)と国際開発基金

12 ■ カンボジア開発評議会(CDC)と投資環境

投資事業は、商業省(MOC)およびその他の関係省庁への登録が必要です。投資関連法の改正法の施行にあたり、投資および政令に関する以下の改正法で概説されるようにカンボジア開発評議会(CDC)は投資奨励の促進に取り組んでいます。

優遇措置非適格プロジェクトリスト

優遇措置非適格リストに記載されていない全て(一部の大型または政治的なものを除く)のプロジェクトはCDC資格なしに投資することができます。優遇措置非適格リストには以下のプロジェクトが含まれています。

- 全ての商業活動、輸入、輸出、各種運輸サービス(鉄道分野を除く)
- 通貨および金融サービス
- 新聞やメディア関連事業
- 煙草製品の製造
- あらゆる通信サービスの付加価値サービス
- 不動産開発

投資優遇措置

主要な投資奨励措置:

- 最低代替税(ミニマム税)の免除
- 最大6年間の免税期間
- 輸入関税の免除

毎年、QIP企業は投資優遇措置の保障のためにCDCから法令遵守証明書(CoC)の取得が求められます。CoCは、QIP企業が関連税法を遵守して行動したことの証となります。

13 ■ 監査要件

以下の基準項目のうち2項目以上に該当する企業(自然人または法人)はカンボジア公認会計士・監査士協会(KICPAA)に登録されている独立した外部監査人による監査を受けた財務諸表の作成が求められます:

- 年間売上高が30億リエル以上(約750,000USドル).
- 総資産20億リエル以上(約500,000 USドル).
- 従業員数100名以上

CDCに登録されている全てのQIP企業には上記要件に関係なくKICPAAに登録されている独立した外部監査人による監査を受けた財務諸表を作成が求められます。

法律上、監査済み財務諸表の提出期限の言及はありません。しかしながら、監査済み財務諸表の作成期限は会計年度の年度末から6ヶ月と定められています。すなわち、2015年12月に終了する会計年度の場合、監査済み財務諸表の作成期限は2016年6月30日となります。

14 ■ カンボジア国際財務報告基準

経済財政省、国家会計審議会が会計基準を制定しています。公的説明責任のある企業（金融機関、保険、上場企業など）は2012年1月1日に発効されたカンボジアの国際財務報告基準（CIFRS）を全て満たす必要があります。公的説明責任はないが監査対象の企業は2010年1月1日に発効した中小企業向けCIFRSへの準拠が求められています。なお、中小企業が完全なCIFRSを適用することも認められています。

15 ■ PwCカンボジアのサービスご案内

PwCカンボジアでは税務サービスの他に、以下の分野についても豊富な経験を有しています：

- カンボジアでの事業展開に最適な会社形式の提案
- 合併事業、100%外国資本公司、事業協力契約、設立・運営・移転プロジェクト、駐在員事務所や支店等の事業立ち上げサポート
- 会計・税務その他のアドバイザリーサービス
- 法定監査
- 給与管理および記帳代行サービス
- 人材育成

www.pwc.com/kh

PwCカンボジアは、カンボジア税務および、国際税務に関するアドバイスについても豊富な実務経験を有しています。

この税務小冊子はカンボジアに投資する皆様への一般的な情報提供のために作成されています。

さらに詳しい情報やアドバイスにつきましては、以下のPwCの事務所にご相談ください。:

フノンペン

35 Sihanouk Boulevard
PO Box 1147
Phnom Penh, Cambodia
Tel: +855 (0) 23 218 086
Fax: +855 (0) 23 211 594
Web site: www.pwc.com/kh

Heng Thy

Partner - Tax and Consulting Services
Email: heng.thy@kh.pwc.com

Muny Samreth

Director - Tax and Consulting
Email: muny.samreth@kh.pwc.com

Pov Ratha

Senior Manager
Email: pov.ratha@kh.pwc.com

日本人窓口

魚住篤志

Email: atsushi.uozumi@th.pwc.com

名賀石 樹

Email: tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

バンコク

15th Floor, Bangkor City Tower
179/74-80 South Sathorn Road
Bangkok 10120, Thailand
Tel: +66 (0) 2 788 0000
+66 (0) 2 344 1000
Fax: +66 (0) 2 286 2666
Web site: www.pwc.com/th

ビエンチャン

4th Floor, ANZ Commercial Building
33 Lane Xang Avenue
P.O. Box 7003
Vientiane, Lao PDR
Tel: +856 (21) 222 718-9
Fax: +856 (21) 222 723
Web site: <http://www.pwc.com/la/en.html>

より詳細な情報をご希望の際には
ぜひ上記の各事務所にご連絡ください。